# ワールドビジネス研究会 活動・運営規約

2009年4月

#### 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会の名称は、「ワールドビジネス研究会」とする。また、英文の名称を「World Business Society」とし、略称を「WBS」とする。

(目的)

- 第2条 本研究会の目的は以下の通りとする。
  - 1 国際社会に貢献する中小企業診断士としての知識、技術、品格の向上を目指して会員の能力を向上させること
  - 2 最新の国際関連情報、海外ビジネス情報を収集し、本研究会の会員および中小企業診断協会の会員に提供すること。
  - 3 会員同士の情報交換を通じて交流を促進し、国際事業に関与する中小企業診断士の情報ネットワークを構築すること。
  - 4 日本の中小企業診断制度を海外に普及させ、中小企業診断士の海外ビジネス開発の支援をすること。
  - 5 海外との文化交流や親善活動を通じて、国際貢献や開発支援をすること。
  - 6 中小企業診断協会および東京支部や国際部の発展に寄与すること。

(活動)

- 第3条 前条の目的を達成するために次の諸活動を行う。
  - 1 原則として毎月、定例会を開催する。
  - 2 定例会以外に随時、特別セミナーを開催する。
  - 3 海外ビジネスや外国企業の経営等に関する調査・研究活動を行なう。
  - 4国際関連情報や海外ビジネス等に関する講演・研修・執筆活動等を行なう。
  - 5本研究会の活動に関して広報や情報発信を行なう。
  - 6 内外の国際関連機関・組織等との協力関係を構築する。
  - 7 在日外国公館、外国企業・駐在員、外国人留学生等との国際交流を行なう
  - 8 その他必要に応じて目的実現のための活動を行う。
  - 9 分科会を設置して特定のテーマについての調査・研究を行う。
  - 10 東京都中小企業診断士協会の社会貢献活動事業に応募し、認定研究会として

活動を推進する。

### 第2章 会員

(会員資格)

- 第4条 本研究会の会員の条件は以下のとおりとする。
  - 1(一社)中小企業診断協会に所属する中小企業診断士であること。
  - 2 (一社) 中小企業診断協会に所属していない中小企業診断士の場合は、 幹事会において承認されることにより会員となることができる
  - 3 会員は、分科会活動を含めてすべての WBS の活動に参加することができる。

(入会)

- 第5条 本研究会の会員になろうとする者は、幹事会の承認を得なければならない。
  - 1 (一社) 中小企業診断協会会員の場合は、原則として無条件で入会を承認する。
  - 2 中小企業診断士で(一社)中小企業診断協会非会員の場合は、幹事の推薦が あった場合に<del>準</del>会員としての入会を認める。
  - 3 中小企業診断士でない者が会員として入会するためには、幹事の推薦および幹事会で 過半数の承認を得ることを条件とする。

(会費)

- 第6条 本研究会の会費は次のとおりとする。
  - 1 会費は年間(毎年4月~翌年3月)10,000円とする。
  - 2 例会に体験参加する場合は1回に限り無料とする。
  - 3 講師の知人等で例会等に特別に参加する場合は無料とする場合がある。

(退会)

- 第7条 会員が退会しようとする時は、本研究会に申し出なければならない。但し、次の 各項のどれか一つに該当する場合には自動的に退会したものとみなす。
  - 1 会員が死亡した時。
  - 2 第4条に定める資格を失った時。
  - 3 正当な理由がなく、1年以上会費を納入せず、例会に出席しない者。

## 第3章 運営・管理体制

(所属組織)

第8条 本研究会は一般社団法人東京都中小企業診断士協会(東京協会)に所属する。

(事業活動)

第9条 本研究会の事業活動については、東京協会国際部や株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツ等と協力して行う。

(活動運営経費)

第10条 本研究会の活動経費は、会費および東京協会からの助成金によって運営する。

第11条 会費は、毎年の年度初めに集金し、期中に会員として入会される方には、 都度入金して頂く。

(会員間の情報共有と外部への情報発信について)

第12条 各年度毎に、会員リストを見直し、メーリングリスト等を更新する。

- 第13条 会員間の情報や研究会としての知識や価値情報を蓄積・共有することを 積極的に行う。
- 第14条 外部への情報発信については、中小企業診断士としての品位を持って、積極的 にインターネットや印刷物を通じて行う。

#### 第4章 会計・事業年度

(事業年度)

第15条 本研究会の事業年度は毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

#### 第5章 幹事等

(幹事)

第16条 本研究会に次の幹事を置く。<del>幹事は全員運営委員とする。</del>兼務は認める。

1 代表幹事 1名

2 代表副幹事 5名 →2~3名

3 会計担当 2名 →1~2名

4 会員担当 2名

5 広報担当 2名

6 運営担当 必要数

7 テーマ選定委員 →分科会担当 必要数

- 8 会計監事 2名 →1~2名
- 9 顧問 必要数

(役員の選任)

第17条 代表幹事、代表副幹事、会計担当、会員担当、、広報担当、運営担当は定時運営 委員会において、役員の互選により選任される。但し、欠員が生じ、緊急にこれを 埋める新役員が必要な際は、幹事会を開催して選出できる。

(役員の任期)

第18条 役員の任期は2年とする

(役員の職務権限)

- 第19条 各役員の職務は次のとおりとする。
  - 1 代表幹事は本会を代表し会務を統括する。
  - 2代表副幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事が不在の場合にはその代行を行なう。
  - 3 会計担当は会費の徴収ならびに本会の会計処理を行ない、年度末には会計報告を行なう。
  - 4 会員担当は会員の登録、会員名簿の作成・管理を行なうとともに、東京支部への年次報告書の提出等を行なう。
  - 5 広報担当は例会等の案内や広報、本会ホームページの編集や管理を行なう。
  - 6 運営担当は、会員の意見を反映させながら、本会の企画・運営に参画する。
  - 7 会計監事は期末に会計監査を行い、幹事会にて報告する。

#### 第6章 委員会・定例会

(運営委員会)

第20条 原則として必要に応じて年1回以上開催する。

幹事会は代表幹事が召集し、事業計画その他について検討する。

(定例会)

- 第21条 定例会の開催については以下のように定める。
  - 1 原則として、毎月1回定例会を行なう。
  - 2 原則として、定例会には会員と幹事会で承認された者だけが参加できる。
  - 3 前項の規定に関わらず、本会の非会員であっても、(一社)中小企業診断協会の会員は

幹事の推薦があれば参加できる。

4 当日の講師の知人等、幹事が許可をした場合は、特別に該当回の参加を認める場合がある。

#### (特別セミナー等)

第22条 前条の定例会以外に、随時、国際部が主催する特別セミナーや他組織との共催 にてセミナーや研修会、講演会活動等を行なう。

#### (講師謝金)

- 第23条 定例会の講師謝金は原則として以下のとおりとする。講師謝金には交通費および資料作成費を含むものとする。ただし特別な場合や他組織との共催イベントなどの場合は別途検討する。
  - 1 外部講師 1回3万円
  - 2 内部講師 1回2万円

### (運営担当謝金)

第24条 定例会や会の運営を常時サポートする幹事については、幹事会で承認された 金額での謝金を、年度ごとに支払う。

#### (分科会運営経費)

第25条 各分科会には、運営費用(会議室代、招へい講師代として)予算をつける。 年度毎に、活動報告と次年度の活動計画を提出することにより、その証憑として、 リーダーは事前に経費を受け取ることができる。

#### 第7章 付記

第24条 本規約に定めのない事項については、運営委員会で協議し決定する。

## <付 則>

本会の規約は2009年4月1日より施行する。

2011年4月1日 規約一部改正

2017年2月10日 規約一部改正

2019年10月2日 規約一部改正

2021年4月1日 規約一部改正 2023年5月2日 規約一部改正 2024年3月16日 規約一部改正 2025年3月15日 規約一部改正

以上